

共同研究説明書及び公募型共同研究応募要領等に対する質問回答書

共同研究名：鋼管矢板基礎の継手構造の高度化・合理化に関する共同研究(その1)	
質問提出日:2023年7月31日	
質問回答日:2023年8月 4日	
質 問	回 答
1 募集要項P16第9条 阪神高速道路(株)様が発注する工事では、当社の共同研究成果物(継手構造)が当社の意思にかかわらず他社に使用されるのでしょうか。(逆に、他の申請者の成果物でも当社が制約なく使用することができるのでしょうか。)	応募要領を基本とします。
2 P1 3. 実施期間 実施期間として、「契約締結日より1年間以内」と記載がありますが、契約締結日はいつ頃になる見込みでしょうか。	共同研究企画書の審査・選定の期間を1ヶ月間、選定後1週間で共同研究申請書を提出し、その後3週間で共同研究申請書の内容を協議して合意したと想定した場合、契約締結日は共同研究企画書の締切日から約2ヵ月後になります。
3 P1 4. 共同研究の内容 新しい継手構造の評価に際し、公的認証(建設技術審査証明事業など)の取得や国の研究機関の意見照会を行う予定があるのでしょうか。また、最新の道路橋示方書に適合するための構造試験が必要と想定されているのでしょうか。	共同研究(その1)における具体的な予定はありませんが、実用化にあたっては、公的認証の取得や国の研究機関の意見照会を行う可能性はあります。また、実用化にあたっては、道路橋示方書に適合するための構造試験も必要と想定しております。
4 P1 4. 共同研究の内容 企画書の項目に「鋼管矢板基礎の継手の構造詳細の提案」がある一方で、共同研究の項目として「a. 既往文献の分析や構造検討等から推定される継手構造詳細の提案」、「b. 提案する継手構造に対して、縮小模型による嵌合機構を検証し、確実な嵌合を確保することを検討」とあります。研究の過程で、企画書提案時の継手から構造が変化することも有りうるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりとお考えください。
5 P1 4. 共同研究の内容 次年度(共同研究その2)の施工試験の金額や費用負担は、共同研究(その1)と同様に折半を想定されているのでしょうか。	ご質問のとおりとお考えください。
6 P2 5. 共同研究に要する費用 本共同研究に要する費用は、全体で1,000万円程度、原則として阪神高速道路(株)様が共同研究費の2分の1を負担する旨が記載されていますが、複数社との共同研究(最大3者)となった場合でも、当社の負担する費用は1,000万円程度の半分で500万円程度になるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりとお考えください。
7 P3 (1)企業の形態 法人格を持つ団体であれば単体企業としての資格があるのでしょうか。	法人格を持つ団体であれば、共同研究説明書 6. 共同研究に選定されるために必要な要件 (1)企業の形態 1)単体企業の①の資格を有します。また、単体企業について、共同研究説明書 6. 共同研究に選定されるために必要な要件 (1)企業の形態 1)単体企業の①~⑦を満たす団体に資格があります。
8 P3. (2)共同研究者として選定する企業数 複数社との共同研究の進め方について、各社(最大3者)は独立して研究が進むのでしょうか。別の申請者間での、アイデア・情報を含めた知的財産の取り扱いはどうなるのでしょうか。	各者(最大3者)は独立して研究が進みます。別の申請者間における打合せ等は実施いたしません。
9 P4 (5)研究責任者・研究担当者として必要な能力 「鋼管矢板基礎の継手構造に関する製品納入の経験」についての確認書類として、「契約書の写し等により鋼管矢板基礎に関する工事に関係していることの確認が可能であること」と記載がありますが、鋼管矢板基礎に関する工事への製品納入実績のある会社であれば社員全員が必要資格をもつという理解でよろしいでしょうか。	共同研究説明書 6. 共同研究に選定されるために必要な要件 (5)研究責任者・研究担当者として必要な能力 2)同種又は類似の経験 に記載の経験を満たす個人(社員)の資格が必要になります。具体的には、契約書の写し及び個人(社員)の経歴書等を提出して頂く等、製品納入に関する経験を有していることが確認できる資料を提出ください。
10 - 阪神高速道路(株)様で研究されている、通常の鋼管矢板基礎の継手(φ165.2mm)よりも継手長を短くする構造案との使い分けはどのように考えておられるのでしょうか。	ご質問の継手長を短くする構造案とは別に、今回の共同研究(継手構造の検討)を行うことを考えています。それぞれの構造の使い分けや併用については、施工条件等により適用を判断するものと考えています。